

令和3年1月28日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「食品表示基準について」の一部改正について（通知）

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から次のとおり通知がありましたので貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。
詳細については、消費者庁ホームページにてご確認下さい。

消費者庁次長通知（令和3年1月15日付け消食表第4号）概要

- ・ 今般、食品衛生法第13条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」が改正され、「亜硫酸水素アンモニウム水」、「DL-酒石酸カリウム」、「L-酒石酸カリウム」等の添加物が、新たに指定された。

(消費者庁ホームページ)

食品表示法等（法令及び一元化情報）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/#laws

↓

法令・政令・府令等

↓

食品表示基準の係る通知・Q&Aについて

↓

食品表示基準について

第23次改正（令和3年1月15日消食表第4号）

(別紙) 新旧対照表